

平成 20 年 3 月
独立行政法人日本学生支援機構

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく
「東京国際交流館プラザ平成会議施設等運営事業」に係る契約の締結について

平成20年度～平成22年度に実施する「東京国際交流館プラザ平成会議施設等運営事業」
（以下「事業」という。）について、下記のとおり契約を締結いたしました。

1 契約の相手方の住所、名称及び代表者の氏名

東京都中央区築地3-1-10
株式会社オーエンス 代表取締役 大木一雄

2 契約金額

63,995,400円（税込）
※上記契約金額は、実施期間3年間分の総額。

3 事業の内容及び事業の実施に当たり確保されるべき質

(1) 事業の内容

以下の対象施設において、下記の業務を実施する。

① 対象施設

イ 会議施設

(イ) 国際交流会議場（571㎡，479席）

(ロ) メディアホール（136㎡，102席）

(ハ) 会議室1（141㎡，60席）

(ニ) 会議室2（88㎡，36席）

(ホ) 会議室3（83㎡，36席）

(ヘ) 会議室4（45㎡，18席）

(ト) 会議室5（39㎡，12席）

ロ 会議施設関連施設（エントランスホール及びホワイエ）

ハ 研修宿泊室（10室）

ニ 会議施設特殊設備等

(イ) 国際交流会議場

- a 音響調整室（1室）
- b 映像調整室（1室）
- c 照明調整室（1室）
- d 同時通訳ブース（6ブース）

(ロ) メディアホール

- a 音響映像照明調整室（1室）
- b 同時通訳ブース（3ブース）
- c スペース・コラボレーション・システム調整室（1室）

② 業務の内容

イ 会議施設貸出業務（国際交流会議場，メディアホール，会議室5室，ホワイエ，エントランスホール）

(イ) 照会対応

(ロ) 下見対応

(ハ) 書類処理

(ニ) 前日対応

(ホ) 当日対応

(ヘ) 備品管理

(ト) 広報業務

(チ) その他（利用者アンケートの実施，会議施設稼働率集計，利用案内作成等）

ロ 研修宿泊室貸出業務

(イ) 窓口業務

(ロ) 広報業務

ハ 料金徴収代行業務

ニ 会議施設特殊設備等管理運用業務

ホ 委託部分に係る運営業務

(イ) 経理業務

(ロ) 疾病人への対応

(ハ) 緊急時の対応

ヘ 催事の企画（自主事業）

(2) 事業の実施に当たり確保されるべき質

① 会議施設の独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）外利用稼働率を平成18年度実績値以上とすること。

- ・国際交流会議場及びメディアホール：年間8.0%以上（平均）
- ・会議室5室：年間10.1%以上（平均）

- ② 会議施設の機構外利用稼働率のうち、国際交流に関する催事（東京国際交流館プラザ平成会議施設等運営事業民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に示す国際交流割引を適用する催事を指す。）に係る稼働率を平成18年度実績値以上とすること。
- ・国際交流会議場及びメディアホール：年間2.1%以上（平均）
 - ・会議室5室：年間2.1%以上（平均）
- ③ 徴収料金（光熱水料等を除く。）について、機構の平成18年度収入実績額を基準として算出した、年間31,600千円以上とすること。

4 実施期間

事業の実施期間（委託期間）は、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの3年間とする。

なお、会議施設の利用申込については、申込日の属する年度の翌年度末まで予約を受け付けるので、民間事業者は委託期間外の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間についても予約を受け付けるものとする。

5 事業を実施するに当たり、報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他事業の適正かつ確実な実施の確保のために契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

(1) 報告

民間事業者は、会議施設等の利用件数、利用内容、利用者アンケート、月次収入報告書を毎月（当月の実績を翌月の第10業務日までに）別に定める様式により、徴収した料金の提出と合わせて機構に報告する。

(2) 個人情報等の管理

イ 民間事業者は、会議施設貸出の状況、アンケート調査の内容等が、利用者等の個人情報であるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適切な管理をしなければならない。また、民間事業者が事業に関して知り得た機構の情報についても適切な管理をしなければならない。

ロ 民間事業者で、事業に従事している者又は従事していた者は、事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(3) 事業の開始及び中止

イ 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に、確実に事業を開始しなければならない。

ロ 民間事業者は、やむを得ない事由により事業を中止しようとするときは、あらかじめ機構と協議し、承認を受けなければならない。

(4) 公正な取扱い

- イ 民間事業者は、サービスの提供について、利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- ロ 民間事業者は、事業における利用者の取扱いについて、東京国際交流館プラザ平成以外の場で自らが行う事業の利用の有無により区別してはならない。

(5) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、事業において、料金の授受及びこの契約による自主事業実施による場合を除き金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

(6) 宣伝行為の禁止

- イ 民間事業者及びその事業に従事する者は、「独立行政法人日本学生支援機構」、「東京国際交流館」及び「プラザ平成」の名称を用い、事業以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が事業の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。
- ロ 民間事業者は、東京国際交流館プラザ平成において、東京国際交流館プラザ平成以外の場で自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

(7) 機構との契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、東京国際交流館プラザ平成において、この契約による自主事業実施による場合を除き機構以外の者との契約に基づき実施する事業を行ってはならない。

(8) 法令・規程の遵守

- イ 東京国際交流館において事業を遂行する際、民間事業者は、関係諸法令の定めるところに従いこれを誠実に実施するとともに、民間事業者の事業従事者の身元・風紀・規律・衛生等について一切の責任を負うものとする。また、機構が不相当と認めた者を事業に従事させてはならないものとする。
- ロ 民間事業者の事業従事者は、機構が機構の職員に対し規定した服務及び保安に関する諸規程を尊重し、東京国際交流館における就業中はこれを遵守しなければならないものとする。

(9) 安全衛生

- イ 民間事業者は、事業を実施するに当たり、運営期間中の事故の防止等、利用者の安全衛生については十分配慮しなければならない。
- ロ 民間事業者は、事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに、速やかに機構に報告しなければならない。

(10) 記録

民間事業者は、事業の実施状況に関する記録を作成し、事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

(11) 帳簿、書類

民間事業者は、事業に関して帳簿書類を作成し、事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

(12) 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(13) 権利義務の帰属

- イ 民間事業者は、事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において、必要な措置を講じなければならない。
- ロ 民間事業者は、事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けなければならない。

(14) 再委託

- イ 民間事業者は、機構から委託を受けた事業を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- ロ 民間事業者は、事業の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ企画書において、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他事業の実施方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。
- ハ 民間事業者は、委託契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で機構の承認を得ることとする。
- ニ 民間事業者は、前記ロ又はハにより再委託を行う場合は、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- ホ 再委託先は、前記の個人情報等の管理、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、機構との契約によらない自らの事業の禁止、権利の譲渡等及び権利義務の帰属について、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

(15) 委託内容の変更

機構及び民間事業者は、事業の質の向上の推進、またはその他やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

(16) 契約の解除等

機構は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、民間事業者に対し、委託費の支払いを停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。なお、前記理由により機構が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を機構に納付するとともに、機構との協議に基づき、事業の処理が完了するまでの間、責任をもって当該事業の処理を行わなければならない。前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。

- イ 偽りその他不正の行為により落札者となったとき
- ロ 法第14条第2項第3号若しくは第15条において準用する第10条（第11号を除く。）の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき
- ハ 契約に従った事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- ニ 前記ハに掲げる場合のほか、契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- ホ 会議施設及び研修宿泊室の貸出しに係る利用承認において、不適切な運用がなされ、改善の見込みがないとき
- ヘ 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- ト 法令又は契約に基づく指示に違反したとき
- チ 民間事業者又はその職員その他の従事者が、法令又は契約に違反して、事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき
- リ 暴力団員を事業を統括する者又は従事者としていることが明らかになったとき
- ヌ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

(17) 委託契約の解釈

委託契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、機構と民間事業者とが協議するものとする。

(18) 民間事業者への業務引継ぎ

機構は、事業の実施に関する契約を締結するときに、従来の業務内容が分かる書類等により、民間事業者に業務の引継ぎを行うものとする。

6 損害賠償

民間事業者が事業を実施するに当たり、機構又は第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し民間事業者が負うべき責任については以下のとおりとする。

- (1) 民間事業者は、事業を実施するにあたり、民間事業者又はその職員その他の従事者が、故意又は過失により、第三者に損害を与えたときは、当該第三者に対する賠償の責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存するときは、民間事業者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができるものとする。また、機構が当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができるものとする。
- (2) 民間事業者は、契約に違反し又は故意若しくは重大な過失によって、機構に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として機構に支払わなければならない。
- (3) 民間事業者の故意若しくは重大な過失によって、機構の物品等に損害を与えたときは、民間事業者はその損害に相当する金額を損害賠償として機構に支払わなければならない。

7 民間事業者の事業における実施体制及び実施方法

(1) 実施体制

事業の実施に当たっては、類似施設での実務経験者3名を配置し、利用者からの照会（英語での顧客対応を含む）や会議施設特殊設備の維持・管理も含め、利用者の要望や苦情、トラブル、疾病人への対応、災害等緊急時の迅速かつ適切な対策を講ずる。

(2) 実施方法

民間事業者は会議施設貸出業務、研修宿泊室貸出業務、料金徴収代行業務、会議施設特殊設備等管理運用業務、委託部分に係る運営業務等を一括して実施する。会議施設等の運営業務実績に基づいたノウハウを導入し、国際研究交流大学村におけるプラザ平成の位置づけを踏まえ、「交流の促進」、「サポート機能の拡充」、「会議施設稼働率の向上」を基本方針とし、利用者へのサービスの質の向上と効率的な運営を行う。